

宛先：
ドイツ特許商標庁
80297 ミュンヘン

ドイツ特許商標庁

(1) 住所には通りの名前、番地、私書箱もあれば記載する

裏面も参照

ドイツ特許商標庁からの送付物は、以下に記載の住所宛に送達されることを希望します。	PCT 出願の特許付与を目的とした国内段階への移行		
	出願番号 PCT/ /		
	<input type="checkbox"/> ファックス まず次の番号に送付願います		
出願番号（ドイツ特許商標庁が付与する番号）			

(2) 出願人/代理人の整理番号（最大半角 20 文字）	出願人/代理人の電話番号	日付
------------------------------	--------------	----

(3) (1)欄の宛先は次に該当します <input type="checkbox"/> 出願人 <input type="checkbox"/> 送達代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	該当あれば、包括委任状番号
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

(4) (1)欄と相違がある場合に限り記入すること

(4) 出願人	代理人
<input type="checkbox"/> 出願人は、商業登記簿登録番号第 号で 区裁判所に登録されています。	

(5) 分かる範囲で

(5) 出願人番号	代理人番号	送付用住所番号	ABT /	ERF
-----------	-------	---------	-------	-----

(6) 発明の名称（長過ぎる場合には別紙に記載 - 2 部作成）

(7) <input type="checkbox"/> 特許協力条約第 23 条(2)又は第 40 条(2)に記載の早期の処理又は審査ドイツをさらに国内段階の移行先として指定する

(8) その他請求 <input type="checkbox"/> 審査請求（特許法第 44 条）

(9) 説明及び費用に関する注意裏面を参照

(9) 手数料の納付金額：ユーロ <input type="checkbox"/> 自動引落依頼 <input type="checkbox"/> 振替（国内出願番号が分からない場合には、書式（A9507）を添付済 PCT 出願番号を記載のこと）
出願手数料が優先日から 30 ヶ月以内に納付されない場合には、当該国際出願がドイツ国内において国内出願の効力を失うので注意すること。

(10) 添付書類 3-6 はそれぞれ 3 部

裏面も参照

添付書類	6. 図面の枚数
1. 代理人の委任状	7. 先の出願の写し（単数又は複数）
2. 発明者の名称の表示	8. 引用した非特許文献
3. 要約書	9. データ記憶媒体の件数
(あれば図面の図____を添付)	<input type="checkbox"/> 特許法施行規則第 11 条第 2 項に規定の配列表
4. 頁の明細書本文	<input type="checkbox"/> 特許法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 文に規定の大量の出願書類
(あれば符号一覧を添付)	
5. 頁の請求項	
請求項数	
10. _____	

(11) 署名（単数又は複数）

(12) 署名を行う者の役職

以下に記載を行うのはドイツ特許商標庁に限る。
本出願書類はミシン目を入れる形で表示された日付又はファックスで受領した場合には受信機で表示した日付にドイツ特許商標庁に提出されたものとする。
この出願番号は全ての送付書類に表示するものとする。手数料の納付の際には、出願番号を完全な形で書き留め、さらに使用目的を手数料番号（裏面欄(9)を参照）の形で書き留めること。

自動引落依頼の場合：書式 A9507 又はその写しを 4.2.1 課 - 料金納付取扱課 - に送付している。
 上記の書類が全て提出されている。
 上記の書類のうち、次に示すものが揃っていない。
上記の情報は、提出した書類がどの程度形式及び内容面で出願書類の要件を満たしているかという点に関する発言とは全く関係がない。

出願人は、願書の控裏面の注意事項を確認すること。